

工事検査成績評定書

(完成検査・部分検査・中間検査)

工事担当課

監督員	係長	課・所・場長

検査員

評定完了日：令和 年 月 日

技術管理課

係	係長	課長

工事番号						工事名								工事場所																	
契約工期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで					実際工期		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで							検査日	令和 年 月 日 時 ～ 時 「天候」															
受注者						請負代金額		円			立会者氏名								監督員職氏名												
考 査 項 目						① 監督員					② 工事担当課長							③ 検査員（中間・完済・中間+既済）						④ 検査員（完成）							
						氏名					氏名							氏名						氏名							
項 目	細 別					a	b	c	d	e	a	a ’	b	b’	c	d	e	a	a ’	b	b’	c	d	e	a	a ’	b	b’	c	d	e
1．施工体制	① 施工体制一般					+1.0	+0.5	0.0	-5.0	-10.0																					
	② 配置技術者					+3.0	+1.5	0.0	-5.0	-10.0																					
2．施工状況	① 施工管理					+4.0	+2.0	0.0	-5.0	-10.0								+5.0		+2.5		0.0	-7.5	-15.0	+5.0		+2.5		0.0	-7.5	-15.0
	② 工程管理					+4.0	+2.0	0.0	-5.0	-10.0	+2.0		+1.0		0.0	-7.5	-15.0														
	③ 安全対策					+5.0	+2.5	0.0	-5.0	-10.0	+3.0		+1.5		0.0	-7.5	-15.0														
	④ 対外関係					+2.0	+1.0	0.0	-2.5	-5.0																					
3．出来形 及び 出来ばえ	① 出来形					+4.0	+2.0	0.0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0.0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0.0	-10.0	-20.0
	② 品 質					+5.0	+2.5	0.0	-2.5	-5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0.0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0.0	-12.5	-25.0
	③ 出来ばえ																	+5.0		+2.5		0.0	-5.0		+5.0		+2.5		0.0	-5.0	
4．工事特性	① 施工条件等への対応 注2）、注4）、注10)										(上限+20.0)				0.0																
5．創意工夫	① 創意工夫 注3）、注4）、注10)					(上限+7.0)		0.0																							
6．社会性等	① 地域への貢献等 注4)										+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0.0																
加減点合計（1+2+3+4+5+6）						. 点					. 点							. 点						. 点							
評定点（65点±加減点合計） 注1）						① . 点					② . 点							③ . 点						④ . 点							
7．評 定 点 計 注8）						中間検査等があった場合 ① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2 _____点																									

注1）各評定点（①～④）は少数第2位まで記入する。③について、（中間・完済・中間+完済）の検査が2回以上あったものについては、小数点第3位を四捨五入する。

注2）工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したこと、広島製産品の使用実績、災害復旧工事や維持修繕工事を評価する項目である。

注3）創意工夫は、工事特性のような難度を問わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。評価に当たっては、担当部長及び工事担当課長との合議をもって行うものとする。ただし「若手や女性技術者を登用」を評価する場合は合議不要とする。

注4）工事特性、創意工夫、社会性等は加点評価のみとする。

注5）所見は必ず記入する。

注6）各考查項目ごとの採点は、監督員は別紙－1、工事担当課長は別紙－2、検査員は別紙－3によるものとする。

注7）法令遵守等の評価は、工事担当課長が行う。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。

注8）評定点計は少数第2位（小数点第3位四捨五入）まで、評定点合計は少数第1位（少数第2位四捨五入）まで記入する。

注9）部分検査及び中間検査にあつては、検査員が評定を行い、完成検査まで検査員が保管すること(工事担当課及び技術管理課の決裁は不要)。

注10）創意工夫を評価した場合（「若手や女性技術者を登用」を除く。）は担当部長まで合議した資料の写しを添付すること。また、工事特性のうち広島製産品を評価した場合は広島製産品使用結果報告書の写しを添付すること。

注11）監督員（別紙-1）において、週休2日工事等は工程管理で、ICT活用工事は創意工夫でチェック☑されている場合にチェック☑する。ただし、「ICTを活用した情報化施工を取り入れた工事」についてはICT活用工事ではないため、チェックしない。

注12）工事担当課は、完成検査までに監督員及び課長が評定を行い、工事担当課決裁済の本評定書を検査時に検査員に提出すること。

注13）検査員は、評定後、評定完了日を記入し、本評定書を速やかに技術管理課に提出すること。

注14）不要な文字又は欄は、二重取り消し線又は斜線を引くこと。